

民事事件一般に共通する長期化要因について

第 1 主に争点整理の長期化に関連する要因

1 当事者の訴訟準備について

- (1) 訴え提起前の調査, 検討
- (2) 弁護士と依頼者との意思疎通等の困難
- (3) 被告側特有の事情
- (4) 期日間準備の短縮の困難

2 迅速な進行を困難にする当事者の訴訟活動について

- (1) 争点の絞り込みの困難
- (2) 不十分・不必要な訴訟活動
- (3) 当事者(代理人を含む)の意識

3 迅速な進行を困難にする裁判所の訴訟指揮について(裁判官の争点整理への関与不足)

4 主張整理が長期化しがちな類型について

- (1) 争点多数・当事者多数の事案
- (2) 専門的知見を要する事案
- (3) 先端的で, 複雑困難な問題を含む事案(いわゆるハードケース)

第 2 主に証拠収集方法に関連する要因

1 証拠の不足・不存在について

2 証拠の収集困難について

- (1) 証拠の偏在
- (2) 個人情報保護を理由とする資料提供の拒否
- (3) 別手続で使用・作成された資料の利用上の制約

第 3 専門的知見を要する事案に関連する要因

1 主張整理段階での専門的知見の不足について

2 鑑定(私的鑑定を含む)について

第 4 裁判所, 弁護士の執務態勢等に関連する要因

1 裁判所の執務態勢等について

- (1) 裁判官等の不足
- (2) 専門的知見の取得や法的調査(先例, 文献調査等を含む)のための態勢の不足
- (3) 合議体による審理の活用不十分
- (4) 法廷等の不足

2 弁護士の執務態勢等について

- (1) 弁護士へのアクセスの遅れ
- (2) 弁護士の負担の過重さ